

令和7年度 AI を活用したエネルギー最適化実証事

業業務委託

1. 案件名称

令和7年度 AI を活用したエネルギー最適化実証事業業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市では、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボンおおさか」の実現を長期目標に掲げ、2030年度までに温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）することをめざし、取組みを進めている。

本市は、わが国有数の業務集積地であることから、市内の温室効果ガス排出量は他地域に比べてオフィスビル等の業務部門の割合が大きい。とりわけ、一般的なオフィスビルのエネルギー消費量の約50%を占める空調設備の省エネルギー化が、「ゼロカーボンおおさか」の目標達成には重要である。

一方で、最新の省エネ機能を有する空調設備への設備更新は高コストであり、すぐに導入が進むものではない。空調設備の更新と比較し、既設の空調設備の運転管理の改善は低コストであり、多くの既存建築物において取り組むことが可能である。しかしながら、運転管理の省力化や十分なデータ分析が図られないとその効果は限定的なものであり、既設の空調設備にAI等のデジタル技術を活用した空調の自動制御システムを付加することで、室内の快適性を損なうことなく省エネルギー化及び労力の軽減を図ることができる。

空調設備へのAI制御システムの導入は新しい技術であり、普及段階には至っていない。AI制御システムの市域全域への展開を見据えて取組を進めていく必要があるが、まずは導入ハードルが比較的低い中規模程度までの事業所での導入拡大をめざし、個別空調システムを対象とした検証を実施する。

本業務では、本市業務施設に設置している空調設備に対し、AI制御システムを導入し活用することにより、室内の快適性を損なうことなく省エネルギー化を図るとともに、その効果検証を行い、得られたデータを活用し広くPRを実施する。

については、その目的を達成するため、受注者のもつ最新の空調の自動制御システムに関する幅広い知識と経験、省エネ運転に関するノウハウや専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

なお、本事業は令和7年度大阪市予算成立前に公募を行っているため、選定・事業実施にあたって、大阪市会での令和7年度予算成立が前提となり、今後、事業内容が変更される場合や事業実施に至らない可能性がある。

(2) 業務内容

ア AI等のデジタルを活用した空調の自動制御システムの導入

イ 省エネルギー化の効果検証

ウ 報告書の作成

※詳細については、別添1仕様書案のとおり

(3) 事業規模 (契約上限額)

金 3,999,600 円 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 363,600 円)

(4) 契約期間

契約締結日～令和8年3月31日

※契約の締結は令和7年度大阪市予算の成立以降に行う。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受注者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

(5) 履行場所

UNEP 国際環境技術センター (大阪市鶴見区緑地公園 2-110)

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別添 参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

別添 「再委託に係る特記仕様書」 参照

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格等

(1) 次に掲げる条件のすべてに該当し、「6. 応募手続き等に関する事項(1) 現地見学」への参加を必須とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 直近1カ年において、本店所在地の市町村税(東京都の場合は特別区税・都税)、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人等であること。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。

オ 本市の入札参加資格者名簿に登録のある者については、大阪市競争入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(2) 2つ以上の事業者が共同企業体を結成して申請する場合は、上記ア～オの条件を満たす事業者同士の場合とし、以下の要件も満たさなければならない。なお、単独で参加申請した事業者は共同企業体の構成員になることはできない。また、参加申請後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ア 構成員※は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、その者が参加手続きを行うこと。また、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。

イ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

ウ 参加申請時に共同企業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

※構成員とは、共同企業体を構成する2つ以上の各事業者のこと。

5. スケジュール

公募開始	令和7年2月19日
現地見学への参加申込期間	令和7年2月20日～令和7年3月5日 17時
現地見学（必須）	令和7年3月7日、10日、14日
質問受付期間	令和7年2月20日～令和7年3月21日 17時
質問に対する回答	令和7年3月26日
参加申請関係書類の受付期間	令和7年4月1日～令和7年4月8日 17時
参加資格者決定通知	令和7年4月11日
企画提案書の受付期間	令和7年4月12日～令和7年4月30日 17時
選定会議の開催	令和7年5月上旬
選定結果通知	令和7年5月中旬
契約締結・事業開始	令和7年5月下旬
事業完了	令和8年3月31日

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 現地見学への参加手続き

本件公募への参加を検討する事業者を対象に、現地見学を実施する。

ア 開催日時 令和7年3月7日、10日、14日〔時間帯については個別に通知する。〕

イ 開催場所 UNEP 国際環境技術センター（大阪市鶴見区緑地公園 2-110）

ウ 出席人数 1事業者につき3名まで

エ 受付期間 令和7年2月20日～令和7年3月5日 17時（市が受信完了）

※受付期限以降は受け付けないので注意すること。

オ 申込方法 「現地見学参加申込書（様式8）」を作成し、9. 提出先、問い合わせ先に記載のアドレス宛に、電子メールにより提出すること。郵送、FAXによる受付は行わない。

※ 件名を「(現地見学) 令和7年度 AI を活用したエネルギー最適化実証事業業務委託」とし、必ず到達確認の電話連絡（06-6630-3483）を行うこと。

※現地見学時に希望者には施設平面図を配付する。

※公募型プロポーザルへの参加には、現地見学を必須とする。なお、共同体で参加を予定している者は、代表者のみ現地見学を必須とし構成員は任意とする。

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和7年2月20日～令和7年3月21日 17時まで（市が受信完了）

イ 提出方法 （様式1）質問票に記載し、9. 提出先、問い合わせ先に記載のアドレス宛に、電子メールにより提出すること。

※ 件名には「(質問) 令和7年度 AI を活用したエネルギー最適化実証事業業務委託」と明記し、必ず到達確認の電話連絡（06-6630-3483）を行うこと。なお、期間外及び電話、来訪での受け付けは行わない。

ウ 回答 令和7年3月26日中に環境局ホームページに掲載する。

「https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuuannkenn/21-Curr.html」

口頭による個別回答は行わない。回答の内容を確認しなかったことにより提案者が被った損失については、市は一切の責めを負わない。なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

※安全管理上、施設平面図をホームページ上で公開しない。施設平面図を確認したい場合は、必ず質問の受付期間中に施設平面図の送付を希望する旨、(様式1) 質問票に記載し、提出すること。

(3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和7年4月1日～令和7年4月8日(土曜日及び日曜日は除く)
9時30分～12時及び13時～17時

イ 提出書類

提出書類	
	公募型プロポーザル参加申請書 ※単独法人等(様式2-1)または共同企業体(様式2-2)
②	誓約書(様式3)
③	定款、寄附行為、規約など設立目的や運営方針が記載された資料(用紙:A4)
④	使用印鑑届単独法人等(様式4-1)または 使用印鑑届共同企業体(様式4-2-1、様式4-2-2)
⑤	登記簿謄本又は登記事項全部証明書※写し可 ※法人の場合のみ
⑥	印鑑証明書 ※原本
⑦	直近1ヵ年分の本店所在地の市町村税の納税証明書(全税目)※写し可
⑧	直近1ヵ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可
⑨	直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書(連結決算の場合は単体分)※写し可
⑩	共同企業体届出書兼委任状(様式5)
⑪	共同企業体協定書 ※写し

※⑦及び⑧は「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※④～⑨は「令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿」に登録のある者については省略できるものとする(※承認番号を記載すること)。

※⑤～⑧は、申請日現在で発行から3ヵ月以内のものに限る。

※【共同企業体】については、②及び③、⑤～⑨は構成員となる、すべての事業者について提出すること。

ウ 提出部数 1部

エ 提出場所 受付期限までに9. 提出先、問い合わせ先まで提出すること。持参のほか郵送等(提出期限必着)での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

※持参する場合は、事前に電話連絡(06-6630-3483)を行うこと。

オ 参加資格決定通知 令和7年4月11日に、様式2-1もしくは2-2に記載の担当者メー

メールアドレスにて電子メールにて通知する。

(4) 企画提案書類の提出

参加資格決定通知書を受領した事業者は、以下により定められた書類を提出すること。

ア 提出書類

① 提案内容

- ・導入するシステムの詳細
- ・効果検証の実施方法 等

② 業務実施体制

③ 業務工程表

④ 業務見積書・内訳明細書（様式6）

⑤ 業務実績調書（様式7）

※①提案内容はA4版10ページ以内で作成すること。

（表紙・目次は含めず、両面印刷を基本とする。）

※見積金額は、業務の履行に必要な経費全てを含み、積算根拠の参考となるデータ等、客観的に妥当と判断できる根拠資料を添付すること。

※①～③は任意様式とし、④⑤については任意様式でも可能とする。

※⑤については、同種業務における業務実績がある場合のみ提出すること。

イ 受付期間 令和7年4月12日～令和7年4月30日（土曜日及び日曜日は除く）

9時30分～12時及び13時～17時

ウ 提出部数 正本 印刷物1部（記名・代表者印を押印したもの）

副本 印刷物5部（※）及び電子データ(PDFファイル)

※副本には、記名・押印しないこと。また、事業者を推定できる内容（事業者の商号又は名称、代表者氏名、事業者を容易に推定できる業務名称等）にはマスキングの処理を行うこと。

エ 提出場所 受付期限までに9. 提出先、問い合わせ先まで提出すること。持参のほか郵送等（提出期限必着）での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

また、電子データについては、件名を「(企画提案書) 令和7年度 AI を活用したエネルギー最適化実証事業業務委託」とし、記載のアドレス宛に、電子メールにより提出すること。

※企画提案書を持参する場合は、事前に電話連絡（06-6630-3483）を行うこと。

7. 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	選定基準	配点
業務目的及び業務内容の理解度	・業務目的及び業務内容に関する理解・知識が十分にあるか。 ・提案内容が、業務目的・業務内容と合致するか。	20点
事業内容に関する提案（事業の実効性・有効性）	・企画提案内容が具体的であるか。 ・業務を効率的かつ実行可能な全体スケジュールであるか。 ・成果が見込まれるものであるか。	50点
事業の実施体制、遂行能力	・企画提案内容に対し、十分な実施体制が整っているか。 ・類似業務に関する専門性、情報の蓄積があるか。	20点
費用積算根拠の妥当性	・積算根拠が客観的に妥当と判断できるものとなっているか。	10点
合計		100点

(2) 選定方法

本企画提案の審査については、選定会議を開催し、(1)の評価項目についての意見を聴取の上、本市で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

ア 開催日 令和7年5月上旬

イ 実施場所 大阪市環境局会議室

ウ 内容・方法等

6.(4)の提出資料を使用し、企画提案について、口頭にて説明を行うこと。

資料の追加・変更は認めないが、必要に応じて本市から資料の追加提出を求める場合がある。1者あたり30分程度（うち説明約15分、質疑応答約15分）とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間を変更する場合がある。プレゼンテーションの説明者は1者あたり3名程度とし、共同企業体の場合も同様とする。

エ 審査の結果、評価点の合計数が最も高い者を第一順位の契約候補者として選定する。

ただし、最高得点者が複数生じた場合（同点）には、審査項目中、「事業の企画内容」の得点がより高い者を契約候補者に選定する。なお、合計得点が満点の6割に満たない事業者については、選定を行わない。

オ 留意事項

プレゼンテーション当日の予定は別途通知する。指定した時刻に遅刻した場合は、天災等、不可抗力が生じた場合を除き、失格とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- カ 本募集要項において示した条件等を満たしていない場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和7年5月中旬（予定）に選定結果を通知するとともに、環境局ホームページに掲載する。

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 応募にかかるすべての提案書類は返却しない。
- エ 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 本プロポーザルは、委託予定事業者の選定を目的として実施するものであり、契約後の業務においては、本市と協議をしながら仕様の策定を行うので、必ずしも提案内容通り実施するものではない。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。
- ク その他、本募集要項に定めのない事項等に疑義等が生じた場合は、両者が協議してこれを処理するものとする。

9. 提出先、問い合わせ先

担当 大阪市環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策グループ 北村・井上

住所 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス 13階

電話 06-6630-3483

メール ja0088@city.osaka.lg.jp

※提出の受付は9時30分～12時及び13時～17時まで。（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）